



平成27年11月24日

白河市議会

議長 高橋光雄 殿

白河市議会議員 大竹 功



弁 明 書

平成27年11月 6日付で通知を受けた白河市議会政治倫理審査会「審査結果」について、下記のとおり弁明致します。

記

1. 「税金で走る選挙カーは必要か？選挙公営制度に疑問と苦情殺到！」について

審査結果では「全国で認められている選挙公営制度を、一候補者が選挙公営制度を利用しないことについては問題とするところではないが、制度上認められていることを、あたかも制度を利用することが悪いことのような表現は、市民に誤解を与え、正しく制度を利用している候補者を愚弄するものであり、認められている制度の運用を妨げる行為である。」と指摘されています。

◆ 反論理由

- ① 私の文章において、「利用することが悪い」と断言しているものではなく、読者に問いかけをしているものであり、表現の自由の範疇であると考えています。
- ② 総務省選挙課の回答では、この制度の本来の趣旨は、「少しでもお金のかからない選挙の実現」を目指しているものであり、制度の上限額又はそれに近い金額まで勝手に利用しても良いと言う制度ではないと理解しています。また、この制度による金銭は、市民の税金で賄われていることを十分理解し、一円でも安くこの制度を利用しようとする議員及び候補者でなければならないと思います。しかし実際、今回の選挙公営制度を利用した候補者の使用額を選挙管理委員会で調べると、選挙ポスター代（枚数263枚、上限額179,988円）に関しては、28人中19人（67.9%）が満額、15万円以上が5人（17.9%）、6万円台が2人（7.1%）、選挙公営制度を利用しない2人（7.1%）となっています。どうしてこのような開きがあるのでしょうか。ちなみに選挙公営制度を利用しなかった私は、3万円台でポスターを作成しました。以上のように市民の税金であることを認識し、少しでも安価な値段にするよう努力された方は、半額以下で抑えることができているようです。また、選挙カー借上げ代、選挙カー運転手代についても同様になっています。このような状態でも、各候補者が正しく制度を運用していると言えるのかということ、市民に伝え、判断していただくための今回の表現であり、「愚弄している」と指摘されたことには当たらないと考えます。

③ 意見書の提出及び条例廃案の提出について、御指摘がありました。が、条例廃案等の提出には同僚議員の賛同が不可欠であり、これまで内々に各議員の御意見を伺ってきましたが「白河市議会議員及び白河市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」他、選挙公営制度に関する条例に対して、「廃案とすべき」との声への賛同は聞けませんでした。逆に「なぜ悪いのか」との問いについて、私なりの意見を述べてきたつもりですが、賛同していただけなかったのが事実であり、今回の審査結果を見ても、その結論は出ていると推察されます。ただ、この御指摘こそ、議員を侮辱するものであり、看過することが出来ない問題だと思います。

2. 「しかし、長時間労働でプロのウグイス嬢を雇用する場合、実際には多額の費用が必要だと噂されています。」について

審査結果では『事実が確認されていない違法行為の「噂」を市民に対し、情報発信することは、多くに市民に誤解を与え、市議会議員に対し多くの市民からありもしない疑惑を煽ることになり、白河市議会の信用を失墜させる行為である。』と指摘されています。

◆ 反論理由

① 審査結果の御指摘では、あたかも白河市議会議員選挙における「車上運動員」の一日当たりの報酬額の上限は1万5千円であると指摘されていますが、これは法令及び政令等で決められており、国政選挙であろうと県議会議員選挙であろうと上限額は1万5千円であると規定されており、今回の「噂」には全国の事例報告や「噂」等から推察しての文章であり、故意に誤解を与えようとしたものではありません。

② 全国的にプロと呼ばれる車上運動員（ウグイス嬢）が存在することは事実です。通常、結婚式の司会やナレーター、元バスガイド等が所属する人材派遣会社などから派遣されていることが、全国的には「プロ」と言われています。それらの場合、法令等の上限額1万5千円を超えて支払われていると「噂」されていることも事実であり、単に白河市議会の議員候補者の場合だけを指したのではなく、白河市議会の信用を失墜させる表現に当たるとは思えません。

③ 「噂」と表現している以上、事実の証拠を提示する必要なく、全国的に同様の「噂」があることを示すことにより、今回の表現は「表現の自由」で認められている許容範囲であり、「議会の信用を失墜させる行為」に当たるとは思えません。

※参照 ウグイス嬢の給料等に関連する記事です。

<http://www.shikaisya.co.jp/uguisuhaken/index.html>

<http://hunter-investigate.jp/news/2015/04/post-672.html>

<http://マネトラ.net/moneytrivia/uguisujo/>

http://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q1189503821

3. 「選挙＝就職活動」について

審査結果では『議員選挙に出ることが就職活動をしているという認識をもっているとの表明があったが、それが全議員の共通認識ではない。また、選挙と就職活動のそれぞれの性質は全く異なるものであり、市議会議員本人が選挙と就職活動を同一行為として表現することは明らかな間違いであり、虚偽の記載である。』との指摘がされています。

◆ 反論理由

- ① 審査内容でも述べられているように、私と他の議員には認識の違いがあります。しかし、この文節の前後をよく読んで頂きたい。私は他議員について、一言も触れてはいません。選挙=就職活動というのは、私の考えであり、「他の議員も自己資金で選挙すべきだ」と断言しているものではなく、自分の自説を述べたに過ぎず、この点をもって、個人の意見を間違っていると断言されるのは、憲法に保障されている「思想・信条の自由」を縛るものではないかと思えます。
- ② 議員とは、白河市民に仕えている公僕（特別地方公務員）であり、その職務を遂行することによって、報酬を得ている以上、職業の一種だと私は考えています。ちなみに国会議員・県会議員をはじめ一部の議員の職業欄には、「〇〇議員」となっていることからみても明らかであると思えます。であるならば、一般的に職業に就く活動を「就職活動」というならば、「選挙」はまさに議員にとっての「就職活動」ではないかと私は捉えています。一般市民の目線で言えば、「あたりずとも遠うからじ」ではないでしょうか。ゆえに『「選挙=就職活動」は間違いであり、虚偽の記載である。』との審査会の指摘こそ、間違いであると考えます。

最終意見

今回の請求が、市民の方からの素直な御指摘だとすれば、「実にありがたい」と申し上げなければなりません。それだけ、私の「はってん」について熟読していただき、その真意まで推し測って読んでいただいている証拠だと推察します。

しかし、今回のご指摘いただいた点について、一部は私の考えを述べたに過ぎず、また一部は、市民への問いかけであり、知る権利を持っている市民皆様への情報提供であると思えます。今回の記事についても、特定の議員個人を誹謗中傷したり、特に限定的な言動をもって名誉を傷つけたのであれば、名誉棄損又は倫理に反する行為と思われる方も仕方がないと思われれます。しかし、個人的に行ってきた事実を記載し、市民に問いかけをし、知る権利を満たすための報告をしたことについて、これを邪推し、異議を言われるのだとしたら、それは憲法で保障された「思想・信条の自由」及び「表現の自由」を侵すものではないかと推察します。また、多少過激な表現であったとしても、倫理に反する内容とまでは言えないと思えます。特に個々人の内容を具体的に誹謗中傷していない限り、刑法230条の「名誉棄損罪」に当たるとも思えません。逆に、事実であっても個人名を出し、その行為によって個人の名誉が傷つけられた場合、「名誉棄損罪」が成立するものと理解しています。今回の場合、個人名による指摘はしていません。また、ほとんどが私の個人的見解であり、これにより他の議員の名誉を傷つけているとは思えません。

今回、審査の結果「戒告」処分が相当と審査委員会での結論ですが、「戒告」処分とは懲戒処分的一种であり、大変重い処分と言えます。このような「戒告処分」を受けるような内容であるとの認識は一切ありません。

結 論

上記の理由により、今回の審査結果による「御指摘及び処分」について、
容易に受け入れることはできません。



景

イ
ロ
ハ
ニ
ホ
ヘ
フ
ク
ケ
コ
サ
シ
ス
セ
ソ
タ
チ
ツ
テ
ト